

令和 7 年 6 月 3 0 日
こども未来部保育支援課

認可外保育施設等保護者負担軽減事業の拡充について

東京都による保育料の第 1 子無償化を踏まえ、本区での認可保育所等に係る第 1 子保育料の無償化を本年 9 月から予定している。これに伴い、保育施設利用者間での負担格差の軽減を図るため、「認可外保育施設等保護者負担軽減事業」の補助上限額等の拡充を実施する。

1 都の第 1 子保育料無償化の概要（認可外保育施設）

- (1) 開始時期 令和 7 年 9 月 1 日
- (2) 対象施設 認証保育所、家庭福祉員、指導監督基準を満たす認可外保育施設
- (3) 対象経費 ① 施設等の利用者に対して、区が実施する負担軽減に要する経費
② システム改修費等
- (4) 負担割合 ① 第 1 子支援・多子世帯支援 都 10 / 10
利用者支援 都 1 / 2、区 1 / 2
② 実施円滑化事業 都 10 / 10

2 本区の対応

都の第 1 子保育料無償化に伴い、認可外保育施設等保護者負担軽減補助金の補助上限額等の拡充を実施し、所得等によらない一律の支援とする。

- (1) 開始時期 令和 7 年 9 月 1 日
- (2) 補助対象施設
 - ・ 0～2 歳児クラス（住民税非課税世帯）及び 3～5 歳児クラス
認証保育所、家庭福祉員、指導監督基準を満たす認可外保育施設、病児・病後児保育、子育てサポート一時保育、ファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッター、リフレッシュひととき保育、児童館一時保育サービス
 - ・ 0～2 歳児クラス（住民税課税世帯）
認証保育所、家庭福祉員、指導監督基準を満たす認可外保育施設
- (3) 補助上限額
国制度と都制度の補助を最大限活用し、クラス年齢別の補助上限額（月額）を次のとおりに拡充する。

クラス年齢	児童	改正前		改正後
		非課税世帯	課税世帯	
0～2 歳児 クラス	第 1 子	67,000 円	5,000 円～31,000 円※	80,000 円
	第 2 子以降		67,000 円	
3～5 歳児 クラス	第 1 子	57,000 円		77,000 円
	第 2 子以降			

※申請者の区市町村民税所得割額に応じて決定する。